

第2回九頭竜川流域委員会準備会議審議骨子

1. 流域委員会の構成について

- ・流域委員会の構成は総会のみとし、必要に応じて部会を設けます。

2. 流域委員会のメンバーの選定方針について

(1) 委員会の規模

- ・委員会の規模については、20人前後とし、最大25人程度までとします。

(2) メンバーの専門分野

- ・専門分野については、候補者リストや公募の状況を見た上で、治水・利水・環境・人文の各分野のバランスを考慮して選定します。
- ・また、経済・法律等に関する学識経験を有するメンバーの選定に当たっては、河川や水との関わりについて配慮することとします。

(3) メンバーの地域性

- ・地域特性に関わるメンバーの選定に当たっては、極力流域内から選ぶこととし、その他のメンバーについては、近畿地域を含めて、広く委員を選定します。

(4) メンバーの選定方法

- ・準備会議の指示をうけて学識経験を有する者のリストを庶務が作成し、その中から準備会議においてメンバーを選定します。また、公募により候補者の推薦（自薦・他薦）を受け付け、その中から準備会議においてメンバーを選定します。
- ・幅広い年代や女性からのメンバーの登用にも配慮します。
- ・関係水利及び関係漁業、水道原水の水質、環境、文化財に関する学識経験を有する者の取り扱いについては、河川法改正時の経緯に配慮することとします。

(5) 公募によるメンバーの割合について

- ・メンバー全体の5分の1程度の人数を目安とします。

(6) 公募の方法

- ・インターネットのホームページにより募集広告を行います。

3. 流域委員会の公開（案）について

- ・下記のとおりとなりました。

「流域委員会の公開については、改正河川法において特段の規定はないが、情報の公開を基本とする。流域委員会の公開については、準備会議と同様の方法をもって行い、これに定めのない事項については、流域委員会において決定する。」

4. 流域委員会の運営方針（案）について

- ・下記のとおりとなりました。

「九頭竜川流域委員会の運営方針（審議の進め方）は、流域委員会で決定する。また、審議結果のとりまとめや会議内容の公表も流域委員会が行う。近畿地方整備局及び福井県は、流域委員会から求められた時、河川管理者の立場で

説明や意見の表明を行うことがあるが、審議及びとりまとめには関わらない。」

5. 次回の準備会議の進め方について

- ・メンバーの選定にあたり、候補者のプライバシーに配慮するため、非公開の準備会議を11月6日(火)15:30から開催します。